

高崎税務署の申告相談

申告書の受付はビエント高崎で行います

■申告相談会場について

2月9日(水)から3月15日(火)の間(土曜、日曜、祝日を除く)、平成22年分の所得税、個人事業者の消費税、地方消費税および贈与税の申告相談と申告書の受付を「ビエント高崎(問屋街センター)」で行います。この期間は、高崎税務署には相談窓口がありませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、高崎税務署では、今年の確定申告期間中は、平日以外でも、2月20日と2月27日の日曜日に、ビエント高崎において確定申告の相談・申告書の受付を行います。

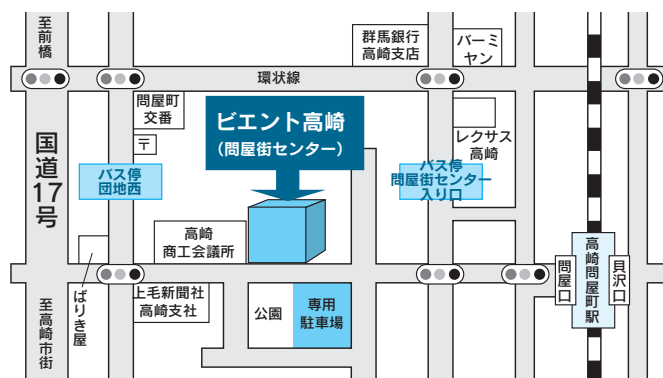
○ビエント高崎(高崎市問屋町2-7 <http://www.viento-takasaki.or.jp>)

■電車…JR上越線、両毛線高崎問屋町駅下車。問屋口から徒歩5分

■バス…市内巡回バス「ぐるりん」高崎駅西口発

○大八木線北高崎回り「団地西」バス停下車徒歩4分

○大八木線中尾崎回り「問屋町センター入口」バス停下車徒歩3分



■平成22年分所得税・消費税の確定申告書について

平成22年分所得税・消費税の確定申告書については、所得税・消費税の確定申告が必要と思われる納税者の方に対して、平成23年1月28日(金)ごろに送付する予定です。

▶納税や申告のお問い合わせは高崎税務署(☎0277-322-4711)、説明会のお問い合わせは役場税務課(☎54-2211)へ

個人の住民税からの住宅ローン控除

平成22年度分から住宅ローン控除制度が変わりました

前年分の所得税の住宅ローン控除の適用を受ける方で、所得税で控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税で控除されます。

控除の対象となる方は、次のとおりです。

■所得税の住宅ローン控除の適用を受けていて、所得税で控除しきれなかった金額がある方のうち次の期間に入居した方

(1)平成11年から平成18年までの間に入居した方

(2)平成21年から平成25年までの間に入居した方

なお、平成21年度分までは住民税から住宅ローン控除の適用をうける場合は市町村への申告が必要でしたが、平成22年度分からは給与支払報告書や確定申告の添付資料から控除に必要な情報を資料村が把握して控除を行うことになりましたので、平成23年度住民税の住宅借入金等特別控除申告書の提出は不要です。

ただし、平成11年から平成18年までに入居した方のうち、退職・山林所得を有する方、所得税において平均課税の適用を受けている方については、新たな住宅ローン控除の制度で計算した控除額が税源移譲による経過措置での住宅ローン控除額と異なることがあるため、これまでどおり3月15日までに市町村へ申告することもできます。

▶お問い合わせは、税務課(☎54-2211 内線161)へ

農業に使用する免税軽油の申請について

免税を受けるには申請が必要です

農業を営む人が農作業を行うために使用する機械の軽油は、一定の手続を行った場合に限り軽油引取税が免除されます。

■申請期間…平成23年2月1日(火)～18日(金)

■申請場所…中部県税事務所(前橋市上細井町2142-1)

※2月2日(水)、3日(木)は、渋川合同庁舎201会議室に臨時出張窓口を開設します(午前9時から午後4時まで)。

■手続き…申請方法など詳しい手続きについては、お問い合わせください

▶お問い合わせは、中部農業事務所農業振興課(☎027-233-2042)または中部県税事務所軽油引取税係(☎027-234-1800)へ

申告により障害者控除を受けることができます

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない65歳以上の方で、認知症や老化などにより障害者などに準じると認定された場合、村県民税や所得税の申告時に「障害者控除対象者認定書」を提出することで、障害者控除を受けることができます。「障害者控除対象者認定書」は、介護保険の要介護認定の資料をもとに障害者控除の対象になるか判定し、対象と認められた場合に交付されます。

○対象となる方

次のいずれにも該当し、判定基準に該当する方

- ・満65歳以上の方で要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の交付を受けていない方

■判定基準

区分	対象者	認定基準	控除額(1人あたり)	
			所得税	村県民税
特別障害者控除	知的障害者(重度)または身体障害者(1級・2級)に準ずる方	・要介護度が1～5で、日常生活に介助・介護を要する方 ・医療：透析を受けている方 ・視力：ほとんど見えない方 ・聴力：ほとんど聞こえない方	40万円	30万円
障害者控除	知的障害者(中度・軽度)または身体障害者(3～6級)に準ずる方	・要介護度が1～5で、屋内での生活はおおむね自立しているが、外出などは介助・介護を要する方 ・医療：人工肛門または人工膀胱をしている方	27万円	26万円

○申請に必要なもの

印鑑(本人以外の方が申請する場合は、本人の印鑑と申請者の印鑑)を持参し、健康・保険課へお越しください。

○注意事項

- ・すでに身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳の提示で控除を受けることができるので申請の必要はありません。また、本人または扶養者が非課税の場合も申請は不要です。
- ・申請者が本人または同居の家族以外の場合は、本人の同意が必要になります。
- ・認定書は障害事由の存続期間は有効です。
- ・対象者の障害事由の変更、消滅が生じた場合は、速やかにご連絡ください。
- ・認定された方で、心身の状態が変化した場合は、改めて障害者控除対象者認定の申請をしてください。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線142)へ

おむつ代の医療費控除

医療費控除確認書を交付しています

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年確定申告の際に寝たきりの状態にあること、および治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行したおむつ使用証明書が必要です。なお、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降の場合は、介護保険の要介護認定の資料をもとに状態を確認し、医師の発行するおむつ証明書に代わる「おむつ代に係る医療費控除確認書」を交付します。

○対象となる方

おむつ代について医療費控除をうけることが2年目以降であり、本人または本人の扶養する方がおむつを使用しており、要介護認定または要支援認定を受けている方

○申請に必要なもの

介護保険被保険者証と印鑑を持参し、健康・保険課で申請してください。

○注意事項

申請者が本人以外の場合は本人の同意が必要になります。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線142)へ

赤い羽根募金 歳末助け合い募金 法人・個人募金

寄せられた浄財は、4,190,979円

平成22年度の赤い羽根、歳末助け合い、法人・個人の各募金については、総額4,190,979円という多額の浄財が寄せられました。この尊い浄財は、村や県の社会福祉協議会事業などに有効に活用し、福祉の向上を図ります。

ご協力ありがとうございました。(敬称略・順不同)

○法人募金

- 5万円 ぐん.せい建商(株) ■3万円 綜建産業(株)、(株)オーケーコーポレーション、南榛工業(株)
- 1万円 (有)小林水道工事店、(有)榛東葬祭センター、深井無線工業(株)、(有)美善工務店、(有)星一組、東洋フォイル(有)、(有)榛東工業、(有)小林輪店、千木良建設(株)、ミツマタ建設(株)、柏平グリーンランド(株)、(有)田村運送、(有)遠藤建設、(株)榎本鉄工所、柳澤寺、(有)マシモ開発、(有)サイトウデンキ、(株)サン・クリーニング、(株)タナカ設備工事、(株)白子榛名工場、群馬葡萄酒(株)、上野原生産森林組合、根岸建設(株)、(株)ウツミ、(有)ハルナ油脂商会、(株)榛東運輸、浅見水道(株)、(株)サンレジン、(有)牧口エンジニアリング、岩崎建設(株)、(株)萩原産業、(株)キシケン、(株)コヤマハウジング、(有)北榛自動車、(株)清水水道、(株)重枝建機、(有)正建工業、(有)一倉商店、(有)小野閔製作所、(株)岡部建設、(有)加藤モータース、(有)マルコー商事、(株)とみつね、(株)一倉製作所、(有)田島組、(株)三機工、(有)三国断熱、廣橋建設(株)、(株)ヒカリ物産、サラフジ(株)、(株)青蔵屋、(有)下田農機商会、三峰工業(株)、下田工設(株)
- 5千円 山二建設(株)、(株)ハルナグラス、(有)群馬サポート、榛名モータースポーツランド(有)、(株)卯三郎こけし、(有)群馬榛名園、北群馬川農業協同組合榛東支所、高田建設(株)、(有)柴本商店、(有)萩原紙器、(株)群馬銀行榛東支店、桃井郵便局、(有)インテリアハルナ、(有)羽鳥製材所、(有)榛東建材工業、(株)牧口鉄工所、榎原機械(株)、モリト電設工業(株)、(有)トツカクリーニング、NPO法人あすなろ会結芽、(有)中華大榛、(有)萩原自動車整備工場、松栄産業(株)、善成寺、(有)メディカオール、(有)相馬園、(株)新東、(有)岡本重機溶接工業、(株)萩野製作所、(有)清水モータース、(有)早川電器製作所、(有)久仁精機、(株)大利根建機、三和化工(株)、(株)セレネティ、(有)富建工房
- 3千円 (有)サンケイ電子、(有)北メン、アサヒ(有)、(株)吉澤工業、(有)新井養鶏、(有)ハルナ工芸
- 2千円 (株)アライヘルメット榛東
- 1千円 セブンイレブン榛東山子田店、(株)光工機

○個人募金

- 2万円 善養寺工務店、真下歯科クリニック
- 1万円 松岡勘(10,245円)、北群馬サンセルフ、岸廣子、善養寺徳男、善養寺登美子、星野花枝、岩田金義、竹内畜産食肉部、松井司法書士事務所、草間酒店、山口操、善養寺貞雄、民宿しおざわ、焼肉なるみ、菊池医院、萩原芳子、阿部弘美、松岡のり子、真下光弘、立見商店、ごとう接骨院、牧口幸子、真塩悦子、湯浅佐平、真塩総業、松岡マリ子、岩田きのご園、今井一良、浅見一彦、小野閔ヒロ子、原澤益子、金井澄江、一倉自動車、富澤物産、富澤酒店、小林新聞店、リカー&フーズすぎた、高橋佐代子
- 5千円 旭屋商店、上州神輿製造業協同組合、みなみ歯科、ユアサデンキ、加藤接骨院、萩原ふとん店、沙羅英慕、あおば獣医科医院、高橋モータース、榛東さいとう医院、小料理小政、松島物産、ユアサ薬品、坂庭實、とんかつすみ、理容室さわ、つつじが丘電器、阿久澤茂雄、宮本龍臣、ユニバーサルスタジオ、クラフト・ガーデン、わび助、南松枝、青山製菓、かどや建具店、久保田リツ
- 3千円 フレッシュショップまるぜん、地球屋、毛利多、かね八、和風レストランロザーナ、浅見留治郎、小山隆弘、阿久沢幸雄、柿ノ木坂食堂、北村治、つつじが丘吉沢商店、若尾克巳、松本一成、川浦理容店、群馬モールド、酒井弘
- 2千円 飯塚屋
- 1千円 わかばクリニック、畠中たばこ店、美容室プロッサム、神山直道、宮崎製作所

○職域・学校・その他

- 北小学校児童会 17,716円
- 南小学校ボランティア委員会 16,194円
- 榛東中学校 2,760円
- 相馬原駐屯地 92,400円
- 社会福祉協議会・役場職員 24,514円

■赤い羽根募金・歳末助け合い募金

区	赤い羽根募金	歳末助け合い募金
1	45,000円	42,800円
2	43,800	37,500
3	55,800	55,400
4	49,500	48,000
5	51,600	50,500
6	53,700	52,500
7	102,000	96,000
8	50,100	50,400
9	138,600	138,000
10	66,300	77,700
11	53,400	53,700
12	35,100	35,100
13	48,300	52,200
14	67,500	66,900
15	69,000	69,000
16	60,300	61,700
17	40,800	42,050
18	57,000	54,400
19	47,700	47,100
20	83,700	83,700
21	48,300	48,000
その他	****	20,000
計	1,267,500円	1,282,650円

※その他
榛東山草会 20,000円

福祉タクシーをご利用ください

10月から巡回バスに代わり、福祉タクシーの制度が始まりました。対象になる方で、まだご利用されていない方は、ぜひご利用ください。

■対象…次のいずれかに該当する方(世帯内に自動車を有し、かつ運転できる方がいる場合は該当になりません)

①満70歳以上の高齢者のみの世帯 ②児童を養育する母子家庭世帯 ③児童を養育する父子家庭世帯 ④父母のいない児童を養育している世帯 ⑤身体障害者手帳1～3級の方 ⑥療育手帳A判定の方 ⑦精神障害者保健福祉手帳1級の方 ⑧その他村長が必要と認めた場合 ※児童とは18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者

なお、上記に当てはまらなかった場合でも、これに準ずる方で病院などに出かけるための交通手段がないときは、子育て・長寿支援課へご相談ください。

■利用方法…指定のタクシー会社を利用する場合に、利用券を使うことで初乗り料金が無料になります。ただし、初乗りの運行距離や料金などはタクシー会社により異なりますのでご了承ください。なお、初乗りの運行距離を超えた場合、超えた分の料金は自己負担となります。

■利用できるタクシー会社

タクシー会社	電話番号	タクシー会社	電話番号
日本中央交通(株)	0279-23-1828	高崎第一交通(株)	027-325-5454
群北第一交通(株)	0279-22-2247	群馬タクシー(株)	027-322-4335
関越交通(株)	0279-22-2020	平和タクシー(株)	027-322-7113
群中タクシー(株)	027-263-4141	(有)大光(平和タクシー)	0274-42-0016
敷島タクシー(有)	027-231-1130	やまと企業(株)(みどりタクシー)	027-361-5415
県都第一交通(株)	027-251-4789	コウヨウタクシー(株)	027-322-4090
(有)サイトウ観光	027-264-1256	榛名観光(株)	027-343-4141
清水タクシー(有)	027-243-4343	群馬コープ観光(株)	027-373-7890
アサカタクシー(株)	027-233-8181	サクラ交通(株)	0120-62-8665
永井運輸(株)	027-221-4435	シンセイタクシー(株)	027-322-2427
(有)新和タクシー	027-251-3111	(有)箕輪タクシー	027-371-2038
(有)赤城タクシー	027-283-2305	共愛タクシー(株)	027-371-2018
上信ハイヤー(株)	027-322-1212	しんとう福祉タクシー	0120-915-170
高崎駅構内自動車(株)	027-322-3992	NPO法人榛東ふれあいネットワークササエさん	0279-54-7333

■申請方法…所定の申請書に必要な事項を記入・押印し、地元の民生委員に署名をもらった上で、子育て・長寿支援課へ申請してください。申請後、1週間ほどで利用券を支給します。なお、支給される利用券は1カ月あたり5枚で、申請月から平成23年3月までの分をまとめて支給します。また、平成23年4月以降の利用券については、再度申請が必要となります。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線134)へ

一定の障害がある方は65歳から加入できます

65歳以上75歳未満で一定程度の障害がある方は、申請をして群馬県後期高齢者医療広域連合の認定を受けると、後期高齢者医療制度に移ることができます。後期高齢者医療制度に移った場合、病院での窓口負担が軽減されることがあります。一定程度の障害とは、身体障害者手帳1級～3級および4級の一部の障害などです。

この申請は任意です。75歳になるまではいつでも申請をすることができます。また、認定の取り消しを申請することもできます。

後期高齢者医療制度や障害での認定申請について不明な点がある場合は、事前に健康・保険課へお問い合わせください。

■対象者

65歳以上75歳未満の一定程度の障害(身体障害者手帳1級～3級および4級の一部など)がある方

■申請に必要なもの

・印鑑 ・身体障害者手帳などの障害の程度を証明する書類 ・福祉医療費受給資格者証(持っている方)

■申請方法

申請に必要なものを持参し、健康・保険課で申請をしてください。

■その他

生活保護を受給されている方は、申請できません。

▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線143)へ